

瀬戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則をここに公布する。

平成24年3月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第25号

瀬戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年厚生省令第24号)に定めるもののほか、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(経営の許可の申請)

第2条 法第10条第1項の規定により墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可を受けようとする者は、墓地等経営許可申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

墓地等の位置図

墓地等の周辺の略図で、隣地との境界、人家、官公署、学校、病院、公園、鉄道、国道、県道その他重要道路、河川、用水、貯水池、井泉等の位置を示し、当該墓地等の区域又は敷地(以下「墓地等の区域等」という。)の周囲110メートル(火葬場にあっては220メートル)以内の状況を明らかにしたもの

墓地等の区域等に係る土地の登記事項証明書の謄本及び公図の写し

墓地等の配置図、平面図、構造図及び仕様書

墓地等の維持管理の方法を明らかにした書類

墓地等の事業計画書及び収支予算書

墓地等の区域等に係る土地が他人の所有に属するときは、所有者の承諾書

墓地等の区域等に係る土地に隣接する土地の所有者及び使用者の承諾書

申請者が法人(地方公共団体を除く。以下第4条において同じ。)である場合は、当該法人の規則又は定款の写し及び登記事項証明書並びに許可申請に関する意思の決定を証する書類

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更の許可の申請)

第3条 法第10条第2項の規定により墓地等の区域又は施設の変更の許可を受けようとする者は、墓地等変更許可申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

前条第1号から第9号までに掲げる書類のうち当該変更に係るもの

改葬を必要とする場合には、改葬の内容を明らかにした書類

前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(廃止の許可の申請)

第4条 法第10条第2項の規定により墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、墓地等廃止許可申請書(第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第2条第1号、第3号及び第4号に掲げる書類

申請者が法人である場合は、当該申請に関する意思の決定を証する書類

墓地及び納骨堂にあっては、改葬の内容を明らかにした書類

前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(他の法律による処分との調整)

第5条 都市計画法(昭和43年法律第100号)、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)により、墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止があった場合は、その旨を市長に届け出なければならない。

(設置場所の基準)

第6条 墓地等の新設及び拡張の許可は、次の基準による。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。

河川、国県道その他重要道路、鉄道軌道からいずれも20メートル以上離れていること。

墓地にあっては、住宅、店舗、学校、公園又は病院その他これらに類する施設から110メートル以上、火葬場にあっては、220メートル以上離れていること。

高燥で飲用水を汚染するおそれのない場所であること。

納骨堂は、寺院若しくは教会の境内又は火葬場の敷地内であること。ただし、公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人が設置する場合は、この限りでない。

(構造設備の基準)

第7条 墓地等の構造は、次の各号に該当しなければならない。ただし、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めたものは、この限りでない。

## 墓地

- ア 境界には、塀、さく、樹木等により障壁を設けること。
- イ 通路の有効幅員は1メートル以上とし、すべての区画に接するものであること。
- ウ 通路は、砂利敷きその他の方法によりぬかるみにならない構造とすること。
- エ 適当な排水路を設け、雨水又は流水が停滞しないようにすること。
- オ 給水設備及びごみ処理施設を設けること。

## 納骨堂

- ア 独立の建物とし、周囲に相当の空き地を設けること。
- イ 外壁及び屋根は、耐火構造とすること。
- ウ 内部地盤は、石れんが、コンクリートその他市長が適当と認められた材料で築造すること。
- エ 内部の設備は、不燃材料を用いること。
- オ 出入口及び窓口には、防火戸を設けること。
- カ 出入口及び納骨装置には、施錠装置を設けること。
- キ 適当な換気設備を設けること。

## 火葬場

- ア 境界には、塀、さく、樹木等により高さ1.8メートル以上の障壁を設けること。
- イ 火葬室は、他の建物と2.7メートル以上離れていること。
- ウ 火葬室は、不燃材料で構成し、床は厚さ10センチメートル以上の耐水材料で構成し、不浸透質材料で上塗りすること。
- エ 火葬室の天井の高さは、4メートル以上とすること。

オ 火葬炉には、十分な防じん、防臭及び防音装置を設けること。

カ 焼骨及び灰置場は適当な大きさとし、屋根は不燃質材料で構成し、周壁及び底は耐火材料で構成の上防水装置を施して、出入口には、施錠装置を設けること。

キ 煙突は、高さ18メートル以上、口径0.4メートル以上として、消煙装置を設けること。

(完了検査等)

第8条 墓地等の経営の許可を受けた者(以下「墓地等の経営者」という。)は、第2条、第3条又は第4条の規定による申請に係る当該墓地等の新設、変更又は廃止の工事が完了したときは、速やかに墓地等工事完了届(第4号様式)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

2 墓地等の新設及び変更に係る前項の届出を提出した者は、同項の検査を受けた後でなければ、当該墓地等を使用してはならない。

(墓地等の名称等の変更の届出)

第9条 墓地等の経営者は、墓地等の名称、経営者又は管理者の住所又は氏名(法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)に変更があつたときは、速やかに墓地等の名称等変更届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(許可の取消し)

第10条 墓地等の経営者又は管理者がこの規則に違反したとき又は正当な理由なく墓地等の正常な経営が行われないと認めるときは、市長は、法第10条第1項の規定による許可を取り消すことができる。

(管理者の義務)

第 1 1 条 墓地等の管理者は、その管理する施設を清潔で衛生的に維持しなければならない。

( 埋葬の基準 )

第 1 2 条 埋葬するときの墓穴の深さは、1 . 8メートル以上としなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りでない。

2 地下水その他やむを得ない事由により前項本文の基準により難しいときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

附 則

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

平成 年 月 日

(宛名) 瀬戸市長

申請者

住所

氏名

印

(法人にあっては、その主たる事務所の  
所在地、名称、代表者の氏名)

墓地等経営許可申請書

下記により墓地(納骨堂、火葬場)の経営を許可してください。

記

1 管理者の住所、氏名

住所

氏名

2 墓地(納骨堂、火葬場)の名称、所在地、面積

名称

所在地

面積

3 申請の理由

4 工事の着手及び完了の予定年月日

着手予定 平成 年 月 日

完了予定 平成 年 月 日

(添付書類)

- 1 位置図 縮尺1/10,000以上の地図を使用すること。
- 2 墓地等の周辺の略図  
縮尺1/2,500以上の地図を使用すること。  
墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の敷地(以下「申請土地」という。)の周囲110メートル(火葬場は220メートル)の範囲を示す朱線を記載し、当該範囲内にある人家、官公署、学校、病院、公園、鉄道、国道、県道その他重要道路、河川、用水、貯水池、井泉等の位置を明示すること。
- 3 申請土地及びこれに隣接する土地の公図の写し  
地番、地目及び面積を記載すること。  
申請土地を朱色で区分し、隣接する土地の所有者及び使用者を記載すること。
- 4 申請土地の登記事項証明書
- 5 配置図  
墓地にあっては、墓地の区域を示す朱線を記入するとともに、区域内の墳墓の区画、通路及び排水路並びにその周囲の塀等を明示し、区域内に設ける墳墓の基数を記載すること。また、墓地の区域外に駐車場、休憩所等を設ける場合は、その配置も併せて明示すること。  
納骨堂にあっては、敷地内の施設の配置を明示すること。  
火葬場にあっては、敷地内の施設の配置及びその周囲の塀等を明示すること。
- 6 施設の平面図、構造図及び仕様書(納骨堂及び火葬場の場合)  
仕様書等には、納骨堂にあっては納骨装置数及び瀬戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則(以下「細則」という。)第7条第2号に掲げる事項の詳細内容を、火葬場にあっては火葬炉数及び細則第7条第3号に掲げる事項の詳細内容を記載すること。
- 7 維持管理の方法を明らかにした説明書
- 8 墓地等の事業計画書及び収支予算書
- 9 申請土地の所有者の承諾書(他人の所有である場合)
- 10 申請土地に隣接する土地の所有者及び使用者の承諾書
- 11 法人の規則又は定款の写し(申請者が公益法人又は宗教法人の場合)
- 12 法人の登記事項証明書(申請者が公益法人又は宗教法人の場合)
- 13 申請に係る意思の決定を証する書類(申請者が公益法人又は宗教法人の場合)
- 14 申請に係る議会の議決書の写し(申請者が地方公共団体の場合)(墓地等の経営が議会の議決事項である場合のみ)
- 15 使用希望者の一覧表(墓地の場合)(申請者が宗教法人の場合)
- 16 申請土地の周囲20メートル以内に河川、国道、県道その他重要道路、鉄道等があるときは、その設置者等の同意書
- 17 墓地にあっては申請土地の周囲110メートル以内、火葬場にあっては申請土地の周囲220メートル以内に人家、官公署、学校、病院、公園等があるときは、人家にあっては居住者の、官公署等にあってはその設置者等の同意書
- 18 他法令による許認可等が必要な場合は、その許可証等の写し
- 19 その他市長が必要と認める書類

(記載上の注意)

1 「管理者の住所、氏名」欄

墓地、埋葬等に関する法律第12条に基づき許可を受けようとする墓地等に置く管理者の住所及び氏名を記載すること。

2 「墓地(納骨堂、火葬場)の名称、所在地、面積」欄  
名称

許可を受けようとする墓地等の名称を記載すること。

所在地、面積

許可を受けようとする墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の敷地の土地の登記事項証明書に記載されている所在地(所在・地番)及び面積(地積)を記載すること。

土地が数筆にわたる場合は、各筆ごとの所在地及び面積を記載し、その合計面積も併せて記載すること。

納骨堂又は火葬場にあつては、施設の建築面積も併せて記載すること。

3 「申請の理由」欄

申請に至った理由、経緯、申請土地に墓地等を設置する必要性等を具体的に記載すること。

墓地にあつては、許可を受けようとする墓地の区域に設ける墳墓の基数及びその理由についても併せて記載すること。

第2号様式(第3条関係)

平成 年 月 日

(宛名) 瀬戸市長

申請者

住所

氏名

印

(法人にあっては、その主たる事務所の  
所在地、名称、代表者の氏名)

墓地等変更許可申請書

下記により墓地の区域(納骨堂の施設、火葬場の施設)の変更を許可してください。

記

1 管理者の住所、氏名

住所

氏名

2 墓地(納骨堂、火葬場)の名称、所在地

名称

所在地

3 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

4 申請の理由

5 工事の着手及び完了の予定年月日

着手予定 平成 年 月 日

完了予定 平成 年 月 日

(添付書類)

- 1 位置図 縮尺1/10,000以上の地図を使用すること。
- 2 墓地等の周辺の略図  
縮尺1/2,500以上の地図を使用すること。  
墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の敷地(以下「申請土地」という。)の拡張に伴い、新たに周囲110メートル(火葬場は220メートル)の範囲となる部分を示す朱線を記載し、当該範囲内にある人家、官公署、学校、病院、公園、鉄道、国道、県道その他重要道路、河川、用水、貯水池、井泉等の位置を明示すること。
- 3 申請土地及びこれに隣接する土地の公図の写し(変更前及び変更後のもの)  
地番、地目及び面積を記載すること。  
申請土地を朱色で区分し、隣接する土地の所有者及び使用者を記載すること。
- 4 申請土地の登記事項証明書
- 5 配置図(変更前及び変更後のもの)  
墓地にあっては、墓地の区域を示す朱線を記入するとともに、区域内の墳墓の区画、通路及び排水路並びにその周囲の塀等を明示し、区域内に設ける墳墓の基数を記載すること。また、墓地の区域外に駐車場、休憩所等を設ける場合は、その配置も併せて明示すること。  
納骨堂にあっては、敷地内の施設の配置を明示すること。  
火葬場にあっては、敷地内の施設の配置及びその周囲の塀等を明示すること。
- 6 施設の平面図、構造図及び仕様書(納骨堂及び火葬場の場合)(変更前及び変更後のもの)  
仕様書等には、納骨堂にあっては納骨装置数及び瀬戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則(以下「細則」という。)第7条第2号に掲げる事項の詳細内容を、火葬場にあっては火葬炉数及び細則第7条第3号に掲げる事項の詳細内容を記載すること。
- 7 維持管理の方法を明らかにした説明書(変更する場合のみ)
- 8 墓地等の事業計画書及び収支予算書
- 9 申請土地(拡張する部分に限る。)の所有者の承諾書(他人の所有である場合)
- 10 申請土地(拡張する部分に限る。)に隣接する土地の所有者及び使用者の承諾書
- 11 法人の規則又は定款の写し(申請者が公益法人又は宗教法人の場合)
- 12 法人の登記事項証明書(申請者が公益法人又は宗教法人の場合)
- 13 申請に係る意思の決定を証する書類(申請者が公益法人又は宗教法人の場合)
- 14 申請に係る議会の議決書の写し(申請者が地方公共団体の場合)(墓地等の経営が議会の議決事項である場合のみ)
- 15 使用希望者の一覧表(墓地の場合)(申請者が宗教法人の場合)(拡張の場合のみ)
- 16 改葬が終了したことを証する書類(改葬を必要としない場合は、その理由書)(墓地及び納骨堂の場合)
- 17 申請土地(拡張する部分に限る。)の周囲20メートル以内に河川、国道、県道その他重要道路、鉄道等があるときは、その設置者等の同意書
- 18 墓地にあっては申請土地の周囲110メートル以内、火葬場にあっては申請土地の周囲220メートル以内に人家、官公署、学校、病院、公園等があるときは、人家にあっては居住者の、官公署等にあってはその設置者等の同意書

- 19 他法令による許認可等が必要な場合は、その許可証等の写し
- 20 その他市長が必要と認める書類

(記載上の注意)

1 「管理者の住所、氏名」欄

墓地、埋葬等に関する法律第12条に基づき許可を受けている墓地等に置かれている管理者の住所及び氏名を記載すること。

2 「墓地(納骨堂、火葬場)の名称、所在地」欄

許可を受けている墓地等の名称及び所在地を記載すること。

3 「変更の内容」欄

墓地にあつては、「変更事項」欄には「墓地の区域」と記載し、「変更前」欄及び「変更後」欄には変更前及び変更後の墓地の区域の土地の登記事項証明書に記載されている所在地(所在・地番)及び面積(地積)並びに墓地の区域に設ける墳墓の基数を記載すること。土地が数筆にわたる場合は、各筆ごとの所在地及び面積を記載し、その合計面積も併せて記載すること。

納骨堂又は火葬場にあつては、「変更事項」欄には「納骨堂(火葬場)の施設」と記載し、「変更前」欄及び「変更後」欄には変更前及び変更後の施設の建築面積、その他変更内容を記載すること。また、併せて納骨堂(火葬場)の敷地が変更される場合は、「変更事項」欄には「納骨堂(火葬場)の敷地」も併記し、「変更前」欄及び「変更後」欄には変更前及び変更後の納骨堂(火葬場)の敷地の土地の登記事項証明書に記載されている所在地(所在・地番)及び面積(地積)を墓地と同様に記載すること。

<記載例>

変更事項	変更前	変更後
墓地の区域	市 町 番 号 平方メ ートル	市 町 番 号 平方メ ートル
	市 町 番 号 平方メ ートル	市 町 番 号 平方メ ートル
	合 計 平方メー トル	市 町 番 号 平方メ ートル
	墳墓の基数 基	合 計 平方メー トル 墳墓の基数 基

4 「申請の理由」欄

申請に至った理由、経緯、申請土地に墓地等を設置する必要性等を具体的に記載すること。

墓地の区域を拡張する場合にあつては、許可を受けようとする墓地の区域に設ける墳墓の基数及びその理由等についても併せて記載すること。

第3号様式(第4条関係)

平成 年 月 日

(宛名)瀬戸市長

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、その主たる事務所の  
所在地、名称、代表者の氏名)

墓地等廃止許可申請書

下記により墓地(納骨堂、火葬場)の廃止を許可してください。

記

1 墓地(納骨堂、火葬場)の名称、所在地、面積

名称

所在地

面積

2 申請の理由

(添付書類)

- 1 位置図 縮尺1/10,000以上の地図を使用すること。
- 2 申請土地及びこれに隣接する土地の公図の写し  
地番、地目及び面積を記載すること。
- 3 申請土地の登記事項証明書
- 4 配置図  
墓地にあっては、墓地の区域を示す朱線を記入するとともに、区域内の墳墓の区画、通路及び排水路並びにその周囲の塀等を明示し、区域内に設けた墳墓の基数を記載すること。また、墓地の区域外に駐車場、休憩所等を設けた場合は、その配置も併せて明示すること。  
納骨堂にあっては、敷地内の施設の配置を明示すること。  
火葬場にあっては、敷地内の施設の配置及びその周囲の塀等を明示すること。
- 5 申請に係る意思の決定を証する書類(申請者が公益法人又は宗教法人の場合)
- 6 申請に係る議会の議決書の写し(申請者が地方公共団体の場合)(墓地等の廃止が議決事項である場合のみ)
- 7 改葬が終了したことを証する書類(墓地及び納骨堂の場合)
- 8 その他市長が必要と認める書類

(記載上の注意)

- 1 「墓地(納骨堂、火葬場)の名称、所在地、面積」欄  
名称  
廃止許可を受けようとする墓地等の名称を記載すること。  
所在地、面積  
廃止許可を受けようとする墓地等の墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の敷地の土地の登記事項証明書に記載されている所在地(所在・地番)及び面積(地積)を記載すること。  
土地が数筆にわたる場合は、各筆ごとの所在地及び面積を記載し、その合計面積も併せて記載すること。  
納骨堂又は火葬場にあっては、施設の建築面積も併せて記載すること。
- 2 「申請の理由」欄  
申請に至った理由、経緯等を具体的に記載すること。

第4号様式(第8条関係)

墓地等工事完了届

平成 年 月 日

(宛名) 瀬戸市長

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、その主たる事務所の  
所在地、名称、代表者の氏名)

平成 年 月 日付け 第 号で許可のありました次の墓地等について、  
工事が完了しましたので、墓地、埋葬等に関する法律施行細則第8条の規定に基づき  
届け出します。

墓地等の名称、所在地

名 称

所在地

第5号様式(第9条関係)

墓地等の名称等変更届

平成 年 月 日

(宛名) 瀬戸市長

申請者

住所

氏名

印

(法人にあっては、その主たる事務所の  
所在地、名称、代表者の氏名)

墓地(納骨堂、火葬場)について、次のとおり変更しましたので届け出ます。

記

1 墓地(納骨堂、火葬場)の名称、所在地

名称

所在地

2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

3 変更年月日

4 変更の理由